

会津若松市小額工事事務処理要領

(平成31年2月18日決裁)

(令和4年3月7日決裁)

(令和8年9月18日決裁)

小額工事事務処理要領（平成4年3月31日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、会津若松市（以下「市」という。）が発注する小額工事（次条に規定するものに限る。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（小額工事の要件）

第2条 小額工事とは、市が発注する予定価格100万円未満の工事のうち、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）を省略することが合理的と認められるもので、かつ次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 市民生活に危険又は支障を及ぼすおそれがあり、緊急の対応を必要とするもの
- (2) 工事の内容が軽易なもの

（責務）

第3条 小額工事を発注する課の課長（以下「課長」という。）は、前条に規定する要件を踏まえ、小額工事の必要性及び妥当性を十分検討し、小額工事を適正に実施しなければならない。

（小額工事発注の原則）

第3条の2 小額工事は、工事主管課（公共施設管理課、建設部各課、農林課、学校施設給食課、上下水道局上水道施設課及び下水道施設課をいう。）が自ら発注するものを除き、施設所管課（工事主管課以外の所属をいう。次項において同じ。）の依頼を受けて工事主管課が発注することを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、小額工事のうち、次の各号のいずれにも該当するものに限り、施設所管課が発注することができる。

- (1) 簡易な目視、動作確認等により、施設所管課が完了検査を行うことができるものであること。
- (2) 施設所管課での施工管理が合理的かつ効率的であると認められるものであること。
- (3) 小額工事の対象となる施設等の構造又は利用者の安全性に影響を及ぼす工事内容でないこと。

（小額工事による対応及び事業者の選定）

第4条 小額工事を発注しようとするときは、原則として次の各号のいずれにも該当する事業者を選定し、小額工事承認伺（第1号様式）を作成の上、課長の決裁を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格登録業者（会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者をいう。）のうち、市の区域内に所在する本社又は本店を登録していること。
- (2) 発注しようとする小額の工事内容に該当する工種（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する建設工事の種類をいう。）について、入札参加資格登録を有すること。

2 前項の規定により選定する事業者の数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する場合 1者

(2) 第2条第2号に該当する場合 2者以上

3 前2項の規定による事業者の選定にあたっては、特定の事業者に偏った選定をすることのないよう留意しなければならない。

4 小額工事承認伺には、位置図及び工事箇所が分かる書面又は写真を添付しなければならない。
(見積書の徴取)

第5条 小額工事に係る見積書の徴取は、前条第1項及び第2項の規定により選定された事業者に対して、書面により小額工事見積書兼請書(第2号様式。以下「見積書兼請書」という。)の提出を依頼する。

2 前項の規定により事業者から見積書兼請書の提出があったときは、見積書の確認及び検算を行い、最低価格で見積った事業者を決定者とするものとする。

(契約の締結)

第6条 小額工事を施工しようとするときは、起工伺兼見積執行兼契約締結伺に、次に掲げる書類を添付のうえ起案し、課長の決裁を受けなければならない。

(1) 位置図

(2) 工事箇所が分かる書面又は写真

(3) 第4条第1項の規定により決裁を受けた小額工事承認伺

(4) 前条第1項の規定により提出された見積書兼請書

(5) 予定価格調書

(6) 支出負担行為票

(監督員)

第7条 小額工事における監督員を定めた場合は、受注者に対して口頭又は書面により通知するものとする。

(設計図書等の省略)

第8条 小額工事の施工にあたっては、設計図書及び会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号。以下「規程」という。)に規定する様式のうち、着手届(規程第7号様式)、本工事費内訳書(規程第10号様式)、工程表(規程第11号様式)及び現場代理人等通知書(規程第16号様式)の提出を省略することができる。

2 小額工事の施工の状況を証するため、工事施工前及び工事竣工後の写真を工事写真(規程第18号様式)により、添付しなければならない。この場合において、課長は、必要に応じ受注者に対して工事経過写真の添付を求めることができるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 課長は、受注者が小額工事を完成したときは、速やかに工事完成届書(規程第31号様式)を提出させなければならない。

2 小額工事の検査は、課長が行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、会津若松市行政組織規則(平成14年会津若松市規則第6号)第15条に規定する主幹又は副主幹が行うことができる。

3 検査は、第6条に規定する書面に基づき、小額工事の内容及び数量その他について行うものとする。

4 検査は、第1項に定める工事完成届書を受理した日から起算して14日以内に行い、検査に合格したときは、工事目的物の引渡しを受けるものとする。

- 5 検査に合格したときは、受注者は市に対し、工事完成引渡書（規程第 33 号様式）を提出しなければならない。
- 6 検査に合格したときは、市は受注者に対し、工事検査結果書（規程第 32 号様式）を送付するものとする。

（請負代金の支払）

第 10 条 請負代金の支払は、正当な請求書類を受理した日から 40 日以内に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に締結された契約について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に作成されているこの要領による改正前の会津若松市小額工事事務処理要領に定める第 2 号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 8 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に発注する小額工事について適用する。
- （経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に作成されている改正前の第 1 号様式及び第 2 号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。